

令和 7 年度三重県公営企業会計（流域下水道事業）決算審査意見書

令和 7 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

概要説明

令和 8 年 10 月

三重県監査委員

令和 7 年度三重県公営企業会計（流域下水道事業）

決算審査意見書 概要説明

令和 7 年度の流域下水道事業会計の決算審査につきましては、去る 9 月 3 日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、その概要についてご説明申し上げます。

第 1 審査の概要（意見書 1 頁）

審査の対象は、三重県が経営する令和 7 年度三重県流域下水道事業会計です。

決算の審査は、知事から審査に付された決算書の内容について、

- (1) 決算諸表が、地方公営企業法その他関係法令に則り、三重県流域下水道事業会計規則及び会計事務手続等の諸規程に基づき適正に作成されているか
- (2) 決算の計数は正確であるか
- (3) 決算諸表は、経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- (4) 予算は、計画的かつ効率的に執行されているか
- (5) 事業経営は、常に経済性の発揮及び公共の福祉を増進するよう運営されているか

などを重点に、会計諸帳票、証拠書類との照合精査を行うとともに、必要な資料の提出を求め、関係当局の説明を聴取し、併せて定期監査、例月出納検査等の結果を参考に、慎重に審査を行いました。

第 2 審査の結果及び意見（意見書 2 頁）

1 審査の結果（意見書 2 頁）

「審査の結果」につきましては、「第 1 審査の概要」のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であると認められます。

また、事業の経営につきましては、意見とした点以外は、概ね適正に行われていましたので、「審査の意見」について、ご説明申し上げます。

2 審査の意見（意見書 2 頁）

(1) 経営基盤の強化について（意見書 2 頁）

令和 7 年度流域下水道事業会計については、「三重県流域下水道事業経営戦略（令和 7 年度から 16 年度）」（以下「経営戦略」という。）上の純利益の試算 4 億 2,400 万円に対し、約 2 億 122 万円の純利益を計上しています。

今後とも将来にわたり事業を安定的に継続していくため、物価高騰、施設の老朽化対策、自然災害対策、地球温暖化対策、さらに、きれいで豊かな伊勢湾の再生の要請等も踏まえ、経営戦略を実行するとともに、令和 9 年度から適用される維持管理負担金単価の改定について、流域関連市町と合意形成を図りながら着実に進め、経営基盤の強化に努められたい、と意見しています。

(2) 計画的かつ効率的な維持管理等について（意見書 2 頁）

流域下水道は、事業開始以来、市町の公共下水道の整備に併せて管路整備を進めており、令和 8 年度の宮川流域下水道の幹線管渠延伸の完了により、整備計画に位置付けた管路整備は完了しました。一方で、事業開始から一定期間が経過してきたことによる施設・設備の劣化が見られ、今後、更新・修繕費用の増大が予想されています。また、能登半島地震後の令和 6 年 9 月に取りまとめられた上下水道地震対策検討委員会の報告書において、今後の地震対策のあり方として、上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化という方向性が示されました。さらに、埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没事故を受けて実施された、下水道管路の全国特別重点調査の結果が公表されたこと及び令和 8 年 7 月の下水道法の改正により、施設の安全性を評価する診断の基準が法制化されるとともに下水道管理者に維持管理の状況の公表を義務付けるなど、社会インフラとしての重要性が高まっています。

このため、令和 6 年度に改定した「三重県下水道ストックマネジメント計画（令和 7 年度から 11 年度）」の着実な実施により事業費の平準化、施設の長寿命化等を進め、計画的かつ効率的な維持管理に努めるとともに、能登半島地震や道路陥没事故を受けた国の方針も参考に、「三重県流域下水道総合地震対策計画」及び必要な施設について策定されている耐水化計画に基づき、耐震性能が不足している施設の耐震化、津波による浸水が予測される施設の耐津波対策及び台風や集中豪雨による浸水のリスクの高い施設の耐水化対策を早期かつ着実に実施されたい、と意見しています。

令和 7 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書

概要説明

令和 7 年度決算に係る資金不足比率の審査につきましては、去る 9 月 3 日付けで、知事あてに意見書を提出しましたので、流域下水道事業関係の概要についてご説明申し上げます。

第 1 審査の概要

知事から審査に付された令和 7 年度の決算等に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- (1) 法令に照らし、財政指標の算出過程に誤りがないか
- (2) 法令等に基づき、適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか
- (3) 財政指標の基礎となった書類等が、適正に作成されているか
- (4) 財政指標の算定を行うに際して、客観的な事実に基づき、適切な判断が行われているか

などに重点を置き、決算書並びに添付書類及びその他の証拠書類と照合し、確認を行いました。

第 2 審査の結果及び意見

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合しかつ正確であると認められ、資金不足は発生していないことを、ご報告申し上げます。

以上をもちまして、令和 7 年度三重県公営企業会計（流域下水道事業）決算審査意見書及び令和 7 年度決算に係る資金不足比率（企業会計分）審査意見書の概要説明を終わらせていただきます。